学会ニュース　No.155

2026 年 7 月 31 日　全日本博物館学会事務局
〒 150-8440　東京都渋谷区東 4-10-28
國學院大學博物館学研究室内
Tel：03-5466-0268　E-mail：jimu(a)museology.jp

＊＊＊ 目次 ＊＊＊

2026年度第53回総会・第52回研究大会報告……1
2026年度全日本博物館学会賞・奨励賞
及び特別賞授与について……9
2025年度第5回研究会 開催報告「平塚市博物館
開館50周年記念特別展『ひらはく50年―市民と
歩む地域博物館』見学会及び研究会」……10
障害者の生涯学習をめぐる博物館の現状と課題
―令和７年度「生涯学習を通じた共生社会の
実現に関する調査研究」の結果から―……14
運営規程等の一部改正について……17
委員会議事抄録……20
会員情報……20
『学会ニュース』No.154の一部訂正……20

2026 年度第 53 回総会・第 52 回研究大会報告

日　時：2026年7月4日（土）・5日（日）
会　場：國學院大學渋谷キャンパス及びオンライン
主　催：全日本博物館学会
協　力：國學院大學
参加者：
　総　　会：196 名（うち委任状 113 名）
　研究大会：231 名（両日の参加者合計）
　（内訳）　正会員（対面）121 名
　　正会員（オンライン）75 名
　　非会員（対面）29 名
　　非会員（オンライン）6 名

7 月 4 日（土）

≪第53回総会≫　　**12：30～13：30**

※対面のみの開催。
粕谷崇総務委員の司会進行で進められた。

1. 開会の辞　粕谷　崇委員
2. 会長挨拶　半田昌之会長
3. 資格審査・総会成立報告　内川隆志副会長
   出席者83名、委任状113名を合わせて、規約の成立要件を満たしており、総会が成立している旨の報告があった。
4. 議長選出
   宇仁義和正会員を推薦、議長に選出された。
5. 2025年度事業報告　菅野和郎常任委員
6. 2025年度会計報告　菅野和郎常任委員
7. 2025年度監査報告　安田幸世監事
   総会資料に基づき報告、承認された。
8. 2026年度事業計画案　菅野和郎常任委員
   総会・大会の開催、学会誌・ニュース発行、研究会の開催、学会賞・奨励賞の選考・授与等について総会資料に基づき提案、承認された。
9. 2026年度予算案　菅野和郎常任委員
   事業計画に基づく予算案が提案、承認された。
10. その他
11. 全日本博物館学会賞・奨励賞及び特別賞授与式
    選考報告　山本哲也常任委員
    『博物館学雑誌』第50巻2号、第51巻1号の掲載論文および会員による著書を対象に選考を行った結果、全日本博物館学会賞に佐藤友美正会員、全日本博物館学会奨励賞に寺田悠紀正会員、全日本博物館学会特別賞に今村信隆正会員、小森真樹正会員に授賞することとなった旨報告され、半田昌之会長より各受賞者へ学会賞等が授与された（詳細は9頁をご参照ください）。
12. 閉会の辞　粕谷　崇委員

≪第52回研究大会≫

7 月 4 日（土）　14:00 ～ 17:40
〇研究発表・討論（発表 15 分・質疑応答 5 分）
（1）木村文（帯広畜産大学）

博物館による政治的関与―リトアニア共和国における文化大臣任命反対デモ（2025年）の事例

（2）高澤廣行（筑波大学）

ベルリン東アジア美術コレクションにおける蒐集・展示体系の創出―グローセからキュンメルへの継承と制度化

（3）横田由真（京都大学大学院）

博物館における歴史叙述の主体性と国民統合をめぐる考察

（4）鎌苅宏司（大阪商業大学）

「稼ぐ・高品質な美術館」に向けて―経済学から見た処方箋

（5）中谷大輔（長崎市恐竜博物館）

日本の博物館における姉妹館等の国際的な提携の動向

（6）菊地真（神戸大学海事博物館）

「戦争絵画」の背景を伝える―異なる二者の戦争画の検討・展示を通じて

（7）武井二葉

博物館学における調査手法の検討―網羅的な観察調査をふまえた、質的調査による実態把握

（8）周思敏（皇居三の丸尚蔵館）

「壁」は「取り除く」ものなのか？―ミュージアムにおける「心のバリアフリー」を考える

（9）町田小織（東洋英和女学院大学）

「周縁」からの問い直し―ICOMの包摂性概念は何を見えなくするか？

（10）久保内加菜（鎌倉女子大学）

公立美術館における障害者による表現活動の動向

7月5日（日）9:00 ～ 12:00

（11）瀧端真理子（追手門学院大学）

V&Aにおけるライセンス供与による提携館の誕生

（12）井上瞳（愛知学院大学）

ボストン美術館ビゲロー・コレクションの売却と「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」の制定

（13）中林寿文（開志専門職大学）

ゲーム関連寄託コレクションの大学における活用整備 ― 活用に向けたデータベース選定と段階的活用設計

（14）高田浩二（海と博物館研究所）、白鳥法子、田中貞徳（海辺の会）

島の自然・文化・歴史を資源にした「周防大島まるごと海の学び」の試み

（15）海上尚美（広島大学大学院）

歴博の「博学連携研究員制度」は地域博物館のモデルになれるか？―教師の専門的成長の視点から

（16）村野正景（静岡大学）

「学校博物館」の経営手法の分類と展望―日本・メキシコの事例分析から

（17）野村遼平（明治大学大学院）

近年の博物館施策の動向からみる博学連携の構造の変容とその展望

（18）阿部麟太郎（北海道大学文学院）

「博物館と地域」の現在地―『対話と連携の博物館』から25年間の文献調査を通じて

7月5日（日）14:30 ～ 18:10

（19）金尾滋史（滋賀県立琵琶湖博物館）

博物館のレファレンス機能がもたらす付加価値とその有効性

（20）芦谷美奈子、金尾滋史（滋賀県立琵琶湖博物館）

琵琶湖博物館における「展示交流」の成果と意義を探る試み

（21）島絵里子（北海道大学文学院）

コロナ禍における博物館の体験・対話時空間の長期的な休止傾向及び現在に続く影響

（22）伊豆原月絵（日本大学）、中村隆（科学技術館）、冨田隆太（日本大学）、高桑健一、長島明日香（DAIKEN株式会社）、岡庭拓也（日本大学）

産・学・館連携による音環境啓発のための科学館における教育プログラムの構築と実践

（23）田中裕基（多摩六都科学館）

映画ロケ地としての活性化とSNS上の投稿から見る利用者が捉えた博物館の姿

（24）江口佳穂（北海道大学文学院）

3学会誌の分析による博物館の情報通信技術導入事例で描かれてきた利用者像の検討

（25）嶋津尚志（國學院大學大学院）

犯罪としての「展示」―明治初期における"Exposition"翻訳の様相

（26）鈴木一彦（千葉大学）

博物館における「物の意味」の再検討―museality概念の再解釈を通じて

（27）戸田孝（滋賀県立琵琶湖博物館）

「理工系博物館」という用語の歴史的背景

（28）大瀧拓実（明治大学大学院）

日本の野外博物館概念形成過程における“現地保存型”に対する批判的検討

〇ポスター発表

（1）並木美砂子（帝京科学大学）

気候危機をテーマにした展示と活動の現状―保全心理学の援用試論

（2）佐藤優香（東京大学）、武井二葉（明石市立文

化博物館）
博物館人材育成のための研修デザイン２―ボランティア初年度におけるワークショップデザイン研修
（3）一ノ瀬龍星（東京大学大学院）
1970年代後半の日本における展覧会図録の美術書化―書籍内部の構成要素の分析
（4）井上裕太（弘前学院大学）
学芸員養成課程におけるESDの展開と課題―弘前リボーン・アートボール・プロジェクトの実践を通じて
（5）宇仁義和（東京農業大学）
民俗資料の検索名称とその周辺課題
（6）森沙耶（北海道大学教育学院）
科学館における展示物の運用方略と課題―混合研究法に基づく探究的質的調査の結果を踏まえた質問紙調査への展開
（7）朱麗梅（北海道大学文学院）
政策変遷からみる文化観光の形成と博物館の関係の変容
（8）神辺知加（東京国立博物館）
戦後初の国立博物館が文化財保護委員会付属機関になるまで
（9）前山明香、田中望、中村拓夢（東京農工大学）、上田裕尋、齊藤有里加（東京農工大学科学博物館）
「学生だからできること」は大学博物館でどう育つのか―学生支援団体mussetにみる資料活用・継承・新たな価値の創造
（10）渡邉里美
ミュージアムにおけるカームダウンスペースの設置について―当事者による事例をもとに
（11）佐藤愛（石見銀山資料館）
地方小規模博物館におけるバーチャル展示を活用したデジタルアーカイブの発展的運用
（12）田口公則、加藤ゆき（神奈川県立生命の星・地球博物館）
3D触察レプリカによる「3D触知サイン」の提案－ダチョウとエミューの足指展示を例に

【附・2026年度総会資料　一部抜粋】

2025年度事業報告

1. 2025 年度 第 52 回総会の開催
日　時：2025年7月5日（土）
場　所：國學院大學渋谷キャンパス
参加者：76名（委任状108通）
内　容：2024年度事業報告／2024年度決算報告／2024年度監査報告／2025年度事業計画案／2025年度予算案／その他

2. 2025 年度 第 51 回研究大会の開催
日　時：2025年7月5日(土)～6日（日）
場　所：國學院大學渋谷キャンパス（ハイブリッド）
参加者：176名（両日の参加者合計）
内　容：
▼研究発表・討論
（1）瀧端真理子（追手門学院大学）
COVID-19期を中心とするV＆Aの経営戦略
（2）久保内加菜（鎌倉女子大学）
後期中等教育段階の青少年を対象とした公立美術館の教育事業
（3）村尾優華（東京藝術大学）
絵画鑑賞に五感を取り入れる感性向上効果：絵画と音楽の相互補完
（4）小笠原喜康（日本博物館教育研究所）
ハンズオンその先へ：実験的「意味探求展示」の提案
（5）福嶋純之（人と防災未来センター）
震災資料のデジタルアーカイブ：人と防災未来センター資料室を例に
（6）木村文（帯広畜産大学）
脱ロシア化としての博物館展示：リトアニア国立博物館における「甘い（ノーメンクラトゥーラの）暮らし（Saldus (nomenklatūros) gyvenimas）」展
（7）魏雯君（北海道大学）
北海道博物館における外国人来館者の観覧行動と意識変容に関する調査
（8）江水是仁（東海大学）
博物館来館者の来館前後の行動分析を通して博物館が地域の活力に与える影響
（9）侯冰倩（北海道大学）
日中両国における文化財保存・修復人材養成教育の発展過程と現状：大学教育を中心に
（10）邱君妮（国立民族学博物館）
国際研修を通じた博物館におけるDEAI概念の実践可能性：オランダ「論争のある歴史認識について語り合う研修（SSOCH）」の事例から
（11）武井二葉（明石市立文化博物館）
社会教育調査における博物館類似施設の実態と文化資源としての可能性
（12）下湯直樹（日本オリンピックミュージアム）
アクセシビリティの高いミュージアムを目指して：日本オリンピックミュージアムでの実践を中心に

（13）堀江典子（佛教大学）
高速道路等における博物館的機能の現状
（14）海上尚美（北九州工業高等専門学校）
博物館と地域と学校の協働による「小倉織」普及のための教材開発
（15）久保田荻須智広（東京藝術大学）
負債化する芸術作品：東京藝術大学大学美術館と東京藝術大学から見る現代美術収蔵問題の構造分析と制作における応答
（16）田中裕基（明治大学）、伊豆原月絵（日本大学）、安福紘大（岐阜かかみがはら航空宇宙博物館）
大学キャンパスにおける天体観望会を通じた科学教育と博物館への関心喚起の試み：学芸員養成課程の教員・学生・学芸員による協働的実践
（17）徳澤啓一（岡山理科大学）
文化観光を支える博物館とその展示：タイ・バンコクとその近郊の事例を中心として
（18）寺田悠紀（東京大学）
なぜ今、科学技術博物館なのか？：イラン国立科学技術博物館の事例から
（19）大森麻由子
実践報告：多様性重視をミッションとするシカゴ美術館におけるギャラリーボランティアとはーメトロポリタン美術館でのドーセント経験との比較から
（20）中谷大輔（長崎市恐竜博物館）
「化石のミカタ展」に見る移動博物館の可能性：長崎市恐竜博物館の実践から
（21）田中裕二（静岡文化芸術大学）
郷土教育と郷土館の成立：東京郷土資料陳列館から武蔵野郷土館へ
（22）西源二郎（元 東海大学）
水族館の展示に関する研究：実験行動的展示について
（23）伊豆原月絵（日本大学）、藤井英（株式会社アートフリーク）、藤崎知輝（日本大学）、岡庭拓也（日本大学）
科学館における音環境の変容とその対応策：来館者啓発を目的とした参加型ワークショップの実践と考察
（24）三木暁了、奥山英登、永石理恵（国立アイヌ民族博物館）
ギャラリートークを通じた働きかけ：文化多様性の尊重と生物多様性の保全について
（25）大瀧拓実（明治大学）
日本の明治・大正期における「野外博物館」認識の再検討
（26）田原よし乃（東京大学）
「負の遺産」の提示・継承における複数の立場とミュージアム：ダンカン・キャメロンの議論を手がかりに
（27）戸田孝、芦谷美奈子、金尾滋史（滋賀県立琵琶湖博物館）
博物館評価に必要な活動記録の保持
（28）佐藤優香（東京大学）、笹木一義（国立アイヌ民族博物館）、五月女草子（国立民族学博物館）、奥山英登（国立アイヌ民族博物館）
博物館のプログラム開発における考慮：アイヌ文化学習を事例に
（29）島絵里子（北海道大学）
1998年開催シンポジウム「ユニバーサル・ミュージアムをめざしてー視覚障害者と博物館ー」から27年：博物館の取り組みをたどる
（30）五月女賢司（大阪国際大学）
ザンビア共和国におけるコミュニティ・ミュージアムの現在地：地域社会が共に作り上げる“ミュージアム”の可能性
▼ポスター発表
（A）富澤由規子（御船町恐竜博物館）
他者との間接的な対話が及ぼす思考への影響調査：正解のない問いを発端として
（B）村野正景（静岡大学）、堀内保彦（NPO法人フィールド）
博物館DXの第一歩：カメラ性能比較による資料のデジタル化の検証
（C）宇仁義和（東京農業大学）、上原嘉宏（日本工業大学）、森田聡美（岡谷蚕糸博物館）
量産品の資料名称：近代模範用品と工業製品
（D）井上裕太（弘前学院大学）
地域資源としてのスポーツ資料：徳島県阿南市（野球のまち阿南）の事例から考える
（E）並木美砂子（帝京科学大学）
ふれあいプログラム参加の有無による「動物の状態への関心」の違い
（F）神辺知加（東京国立博物館）
戦後初の国立の博物館、構想から誕生まで
（G）佐藤優香（東京大学）、武井二葉（明石市立文化博物館）
博物館人材育成のための研修デザイン：自律したボランティア活動のための学び
（H）劉高力（北海道大学）
感覚・共感・対話を生む展示空間の構築：南アジア・東南アジアの民族学博物館におけるデジタル化について
（I）三河内彰子、藤田全基、杉山和正、佐藤敬浩、

深堀協子、藤澤敦（東北大学）
文化財・自然史財と新たな学際領域研究、文理融合のカタチ：東北大学金属材料研究所「新知創造学際領域形成(学際ハブ)事業」の実践へ
（J）小瀬戸恵美（国立歴史民俗博物館）
錦絵、絵巻物への視線移動の検証
（K）卓彦伶、今村信隆、佐々木亨（北海道大学）
社会課題解決に向けた博物館人材育成の実践：「対話」と「寄り添い」を軸にした取り組み
（L）竹下春奈（明治大学）
「遺跡救済活動」における展覧会の役割
（M）藤田茂（東京都環境局）
自然史資料の価値創造
（N）金尾滋史（滋賀県立琵琶湖博物館）
博物館のレファレンス機能を評価するために必要な情報とは？

3. 博物館学雑誌の発行
第51巻第1号の編集と発行
第51巻第2号の編集と発行

4. 学会ニュースの発行
No.151　2025年7月31日発行
No.152　2025年10月31日発行
No.153　2026年1月31日発行
No.154　2026年4月30日発行

5. 研究会の開催　計 5 回開催
第 1 回研究会
テーマ：國學院大學博物館特別展「アイヌモシリ―アイヌの世界と多様な文化―」から学ぶこと
主　催：全日本博物館学会
日　時：2025年9月20日（土）16：45～18：30
会　場：國學院大學渋谷キャンパス及びオンライン
参加者：35名（対面18名・オンライン17名）
第 2 回研究会
テーマ：2025年度全日本博物館学会賞受賞者講演会「文化的コモンズから考えるミュージアムの機能拡張と統治」
主　催：全日本博物館学会
日　時：2025年11月24日（月）19：00～20：30
会　場：オンライン
参加者：72名
第 3 回研究会
テーマ：アンケートのお悩み相談～設計から分析まで
主　催：全日本博物館学会
日　時：2026年2月22日（日）13：30～17：00
会　場：関西大学梅田キャンパス及びオンライン
参加者：92名（対面17名・オンライン75名）
第 4 回研究会
テーマ：あつぎ郷土博物館『―めざせ「ユニバーサルミュージアム（みんなが楽しい博物館）」―触って感じる あつぎ展』見学会及び研究会
主　催：全日本博物館学会
日　時：2026年3月7日（土）13：45～16：30
会　場：あつぎ郷土博物館及びオンライン
参加者：49名（対面18名・オンライン31名）
第 5 回研究会
テーマ：平塚市博物館開館50周年記念特別展『ひらはく50年―市民と歩む地域博物館』見学会及び研究会
主　催：全日本博物館学会
日　時：2026年4月18日（土）13：30～16：50
会　場：平塚市博物館及びオンライン
参加者：31名（対面19名・オンライン12名）

6. 委員会等の開催
① 全日本博物館学会委員会　計 6 回開催
第1回定例委員会：2025年7月5日(土)、対面による開催、総会及び大会事項
第2回定例委員会：2025年10月28日(火)、ZOOMによる開催、運営規程等改正、次年度総会及び大会事項等
第3回定例委員会：2026年1月12日(火)、対面による開催、運営規程等改正、次年度総会及び大会事項等
第4回定例委員会：2026年3月17日(月)、メールによる開催、次年度総会及び大会事項等
第5回定例委員会：2026年5月19日(火)、ZOOMによる開催、運営規程等改正、次年度総会及び大会事項等
第6回定例委員会：2026年7月4日(土)、対面による開催、総会及び大会事項、次年度の活動について等
② 全日本博物館学会選考委員会
2026年6月18日(木)に対面開催、全日本博物館学会賞及び奨励賞を決定し、2026年度第53回総会にて授与
③ 博物館学雑誌・学会ニュース編集委員会
メールでの協議

8. その他
＜事業共催＞
・全日本博物館学会・日本博物館協会 緊急合同フォーラム「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」パブリック・コメントに関する説明会

主　催：全日本博物館学会、公益財団法人日本博物館協会
開催日：2025年12月15日（月）10:00〜11:30
会　場：オンライン
参加者：445名

＜事業後援＞

・第36回アート・ドキュメンテーション学会年次大会
主　催：アート・ドキュメンテーション学会
開催日：2025年6月14日（土）〜15日（日）
会　場：國學院大學渋谷キャンパス及びオンライン

・シンポジウム 博物館はなぜ存在するのか？―「ところ」「もの」「ひと」の現実と対峙する
主　催：これからの博物館のあり方を考える会
共　催：株式会社雄山閣
開催日：2025年7月13日（日）
会　場：明治大学駿河台キャンパス

・国立科学博物館特別講演会「変わりゆく博物館―オランダの挑戦」
主　催：独立行政法人国立科学博物館
共　催：ICOM日本委員会、オランダ文化遺産庁、アムステルダム芸術大学ラインワルトアカデミー、オランダ国立世界文化博物館
開催日：2025年10月7日（火）
会　場：国立科学博物館

・2025年度「展示学講座」
主　催：日本展示学会
開催日：2026年2月21日（土）〜22日（日）
会　場：千葉大学墨田サテライトキャンパス

・シンポジウム「博物館の持続可能なコレクション管理―選択と責任の新たな枠組み」
主　催：法政大学資格課程
開催日：2026年1月24日（土）
会　場：法政大学市ヶ谷キャンパス

2026年度事業計画

1. 総会の開催
第53回総会　2026年7月4日（土）
國學院大學渋谷キャンパス（対面）

2. 研究大会の開催
第52回研究大会　2026年7月4日（土）・5日（日）
國學院大學渋谷キャンパス（ハイブリッド）

3. 博物館学雑誌の発行
第52巻第1号・第52巻第2号の編集と発行

4. 学会ニュースの発行
年4回程度発行

5. 研究会の開催
年4回程度開催

6. 全日本博物館学会賞・奨励賞及び特別賞の選考・授与
選考委員会　2026年度末〜2027年度初頭に開催
第54回総会授与

7. 委員会の開催
定例委員会　年6回開催
臨時委員会　随時開催

8. 全日本博物館学会会長および委員の選挙
選挙管理委員会　2026年12月〜2027年2月に4回程度開催
第32期（2027年度・2028年度・2029年度）全日本博物館学会会長および委員の選挙

9. その他
全日本博物館学会編『博物館の疑問50』（成山堂書店）の出版

2025年度会計報告

A.一般会計

【収入の部】

費目	予算額	決算額	差異	摘要
年会費	4,200,000	4,169,000	▲ 31,000	
入会金	3,900,000	57,000		新入会30件（3,000円×19件）＋（学生入会金免除11件）
正会員年会費		3,812,000	▲ 31,000	一人8,000円×469件（前年度滞納分6,000円×10件）
賛助会員年会費	300,000	300,000	0	一口30,000円×10件
雑収入	200,000	377,000	177,000	
雑誌売上（バックナンバー）	200,000	0	0	一冊3000円×0件
雑誌売上（定期購読）		252,000	52,000	一冊3,000円×84件
その他（臨時収入）		25,000	25,000	大会収入：非会員参加費 1000円×25件
その他（臨時収入）		100,000	100,000	大会収入：大会開催補助（國學院大學支給）
預金等利息	1,500	3,958	2,458	
小計	4,401,500	4,549,958	148,458	
前年度繰越金（前年決算額）	1,122,573	1,122,573	0	
合計	5,524,073	5,672,531	148,458	

（単位:円　▲＝収入不足）

【支出の部】

費目	予算額	決算額	差異	摘要
人件費	580,000	578,510	1,490	
幹事手当	480,000	480,000	0	\40,000×12ヶ月
臨時雇人給与	100,000	98,510	1,490	発送アルバイト等
事務費	940,000	862,450	77,550	
交通費	200,000	206,954	▲ 6,954	幹事等交通費
消耗品費	80,000	64,456	15,544	文房具、発送ラベル、封筒、封筒印刷費等
備品費	0	0	0	
通信費	650,000	575,310	74,690	雑誌・ニュース発送、 諸通知等
雑費	10,000	15,730	▲ 5,730	振込手数料等
事業費	3,710,000	2,557,107	1,152,893	
委員会費	50,000	69,062	▲ 19,062	委員会開催経費（ZOOM等）
大会費	500,000	559,405	▲ 59,405	総会及び大会開催経費
50周年事業費	200,000	119,521	80,479	創立50周年誌発送費
研究会費	300,000	151,539	148,461	研究会開催経費
印刷費	2,000,000	1,602,778	397,222	雑誌（51巻1号・2号）・ニュース（No.151~154）　等
会員管理システム導入費	600,000	0	600,000	会員管理・会計管理システム導入等
HP運営費	60,000	54,802	5,198	HP維持管理経費
表彰費	80,000	110,000	▲ 30,000	学会賞及び奨励賞副賞
慶弔費	20,000	25,300	▲ 5,300	
予備費	194,073	0	194,073	
合計	5,524,073	4,133,367	1,390,706	

（単位:円　▲＝支出超過）

[次年度繰越]

	（収入）		（支出）		（残高）
一般会計	5,672,531	－	4,133,367	＝	1,539,164

保管状況（令和5年4月30日現在）

銀行口座（三菱UFJ銀行）	266,418
郵便振替口座	0
郵便貯金口座	1,221,720
現金	51,026
合計	1,539,164

監査の結果、適正に処理されていると認めます。

令和　8年　7月　1日

2026年度予算

A.一般会計

【収入の部】

費目	2026年度予算額	2025年度予算額	差異	摘要
年会費	4,200,000	4,200,000	0	
入会金	3,900,000	3,900,000	0	新入会20件（3,000円×20件）
正会員年会費				一人8,000円×480件
賛助会員年会費	300,000	300,000	0	一口30,000円×10件
雑収入	200,000	200,000	0	
雑誌売上（バックナンバー）	200,000	200,000	0	バックナンバー販売、定期購読　他
雑誌売上（定期購読）				
その他				
預金利息	1,500	1,500	0	
小計	4,401,500	4,401,500	0	
前年度繰越金（前年決算額）	1,539,164	1,122,573	416,591	
合計	5,940,664	5,524,073	416,591	

（単位:円　▲＝収入減）

【支出の部】

費目	2026年度予算額	2025年度予算額	差異	摘要
人件費	630,000	580,000	50,000	
幹事手当	480,000	480,000	0	\40,000×12ヶ月
臨時雇人給	150,000	100,000	50,000	
事務費	980,000	940,000	40,000	
交通費	200,000	200,000	0	幹事等交通費
消耗品費	120,000	80,000	40,000	文房具、発送ラベル、封筒、封筒印刷費、Office365契約等
備品費	0	0	0	
通信費	650,000	650,000	0	雑誌・ニュース発送、諸通知等発送
雑費	10,000	10,000	0	振込手数料等
事業費	4,105,000	3,710,000	395,000	
委員会費	50,000	50,000	0	委員会開催経費（ZOOM等）
選考委員会費	100,000	0	100,000	学会賞選考委員会開催経費（委員報酬等）
選挙管理委員会費	500,000	0	500,000	選挙管理委員会開催経費（委員報酬、選挙に係る諸経費）
大会費	500,000	500,000	0	総会及び大会開催経費
50周年事業費	0	200,000	▲ 200,000	
研究会費	300,000	300,000	0	研究会開催経費
印刷費	2,000,000	2,000,000	0	雑誌（52巻1号・2号）・ニュース（No.155～158）等
会員管理システム導入費	600,000	600,000	0	会員管理・会計管理システム導入等
HP運営費	55,000	60,000	▲ 5,000	HP維持管理費
表彰費	80,000	80,000	0	学会賞及び奨励賞副賞
慶弔費	30,000	20,000	10,000	
予備費	115,664	194,073	▲ 78,409	
合計	5,940,664	5,524,073	416,591	

（単位:円　▲＝支出削減）

2026年度全日本博物館学会賞・奨励賞及び特別賞授与について

2026 年度全日本博物館学会賞・奨励賞及び特別賞授与式は、2026 年 7 月 4 日に國學院大學渋谷キャンパスにて開催の 2026 年度第 53 回総会において挙行されました。

博物館学研究の上で斯界に多大な貢献をするものとして佐藤友美正会員へ 2026 年度全日本博物館学会賞及び副賞、博物館学研究の上で今後の発展が更に期待されるものとして寺田悠紀正会員へ 2026 年度全日本博物館学会奨励賞及び副賞、博物館活動の役割又は博物館学の意義を広く社会に伝えることに貢献をするものとして今村信隆正会員へ 2026 年度全日本博物館学会特別賞が、半田昌之会長より授与されました（同じく特別賞授与の運びとなりました小森真樹会員は、諸般の都合により当日ご欠席のため後日に授与式を開催する予定です）。

受賞対象となった著作は、下記の通り。

2026年度 全日本博物館学会賞

佐藤 友美『地域資源としての企業博物館―観光・文化への貢献の視点から考える』
（晃洋書房・2025年4月30日発行）

2026年度 全日本博物館学会奨励賞

寺田 悠紀「ミュージアムの包摂性―テヘラン現代美術館における多文化の表象」
『博物館学雑誌』第50巻第2号（2025年4月30日発行）所収

2026年度 全日本博物館学会特別賞

今村 信隆『「お静かに！」の誕生―近代日本美術の鑑賞と批評』（文学通信・2025年8月7日発行）
小森 真樹『歴史修正ミュージアム』（太田出版・2025年9月25日発行）

佐藤氏へ学会賞授与

寺田氏へ奨励賞授与

今村氏へ特別賞授与

左から半田会長、佐藤氏、寺田氏、今村氏

2025 年度第 5 回研究会 開催報告
「平塚市博物館開館 50 周年記念特別展
『ひらはく 50 年―市民と歩む地域博物館』
見学会及び研究会」

1．研究会の概要

2026 年 4 月 18 日（土）、全日本博物館学会の主催による 2025 年度最後の研究会として「平塚市博物館開館 50 周年記念特別展『ひらはく 50 年―市民と歩む地域博物館』見学会及び研究会」が開催された。

平塚市博物館は 1976 年の開館より本年で 50 年という節目を迎え、これを記念した特別展「ひらはく 50 年―市民と歩む地域博物館」を 2026 年 3 月 20 日から 5 月 17 日を期間として開催された。同展は、50 年にわたる平塚市博物館の歩みを資料の収集、保管、調査研究、展示、教育普及、市民との協働など多角的な側面から振り返るというもので、いわゆる「博物館学の展示」(1) として位置づけられるものである。

展覧会のタイトルにも掲げられた「地域博物館」は、日本の博物館学においても重要な意味を持つ概念である。本研究会の開催趣旨にも示された通りであるが、とりわけ伊藤寿朗は 1986 年に発表した論文「地域博物館論―現代博物館の課題と展望」において、「第三世代の博物館論」(2) に加えて「地域博物館論」を論じ、平塚市博物館をその具体的な事例の一つとして取り上げた。その後、1991 年に発行した著書『ひらけ、博物館』(3) においても、同館を「「地域博物館」の旗手」と評価し、「地域に生活する人びとのさまざまな課題に博物館の機能を通してこたえていくことを目的」(4) とする、いわゆる「地域志向型」博物館の代表格として位置付けている。このように平塚市博物館は、地域の資料を収集保管し、展示する数ある博物館のひとつというだけではなく、日本の博物館学や博物館学史における「地域博物館論」の形成と展開を考える上でもきわめて重要な位置を占めてきた博物館といえる。しかしながら伊藤が「地域博物館論」を論じてからすでに 40 年が経過し、21 世紀に突入してからは少子高齢化やメディア、地域社会の変容など、博物館を取り巻く社会状況は大きく変化するとともに、博物館に期待される社会的役割も拡大してきた。こうした現在において、かつて“地域博物館の旗手”と評価されてきた平塚市博物館はその理念をどのように継承し、あるいは変化させてきたのであろうか。

今回の研究会は、そんな平塚市博物館の開館 50 周年という節目に同館の過去と現在を比較しながら、今日における「地域博物館」の意味を改めて検討する機会として企画されたものである。当日は、平塚市博物館長・浜野達也氏によるご挨拶、本研究会を企画された山本哲也常任委員による趣旨説明の後、最初に開館 50 周年記念特別展 (5) 及び常設展示の見学会を行い、その後に参加者による振り返りを経て、平塚市博物館館長代理・川端清倫氏による講演がハイブリッド形式で行われた。講演後は参加者による質疑応答の後、半田昌之会長の総括で締めくくられた。なお本研究会には、対面 19 名（うち学会員 13 名）、オンライン 12 名（うち学会員 10 名）の総数 31 名が参加した。

2．地域博物館としての平塚市博物館

川端氏による講演では、「平塚市博物館の概要」と題して、同館の現在の活動状況を踏まえながら、開館 50 年の歩みと「地域博物館」として継承されてきた理念について紹介された。

まず、平塚市博物館の現状について説明があった。同

平塚市博物館　外観

ひらはく 50 年―市民と歩む地域博物館　展示バナー

館は現在、歴史・考古・民俗・生物・地質・天文の 6 分野からなる総合博物館として活動しており、年間 3 回の特別展に加え、博物館で活動するワーキンググループの成果を発表する「博物館文化祭」を開催している。このほか、館内の寄贈品コーナー及び情報コーナーを活用した小規模な企画展示、プラネタリウムの一般投影や特別投影、各分野の専門性を生かした講座や体験学習など、多岐にわたる事業を展開している。2025 年度には、一般向けの教育普及事業だけでも年間 170 回を実施し、約 5,000 人が参加するなど、展示にとどまらない活発な活動が行われている。

こうした現在の活動を理解する上で重要なのが、開館準備期に形成された同館の理念である。平塚市博物館では、開館 5 年前の 1971 年に建設準備室が設置され、小島弘義氏、浜口哲一氏、村山昇氏の 3 名の学芸員を中心として今日に至る同館の基礎となる博物館構想が形成されたという。当時はいわゆる「宝物」を見せるような博物館像がなお一般的であったなかで、人文・自然、さらには美術分野 (6) までを含めた総合的な視点から地域を捉え、地域に暮らす市民が自らの地域をより深く理解し、愛着を持ち、それを未来へつないでいくための博物館が構想されるに至った。

川端氏によれば、現在の平塚市博物館も博物館学でいうところの「地域博物館論」を意識的に追究しているというより、こうした初期の学芸員たちによって形成されてきた理念を日々の博物館活動のなかで継承しているという。とりわけ、その理念を端的に示しているのが「すべての博物館活動に市民に参加してもらう」という考え方である。一般的に博物館では、資料の収集、保管、調査研究を学芸員が担い、その成果を展示や教育普及の機能によって市民に提供するという構図が想定されるが、平塚市博物館では市民をこうした成果の「受け手」とするのではなく、収集や調査研究を含めた博物館活動のプロセスそのものに参加する存在として位置づけられてきた。川端氏は「地域博物館」という言葉について、「地域」と「博物館」の間に「住民のための」という言葉が隠れているのではないかとの解釈を示しており、そこには平塚市博物館がまなざしてきた地域博物館の性格がよく表れているといえよう。

その具体的な実践が、現在 16 団体、約 300 名に及ぶ市民が参加するワーキンググループの活動である。例えば「石仏を調べる会」では、市民自らが地域の石仏を調査し、その成果を整理・蓄積するとともに見学会や学習活動へと展開、さらに『平塚の石仏』の刊行や特別展の開催へと結びつけてきた。このほか、館蔵古文書の修復に携わる「裏打ちの会」や、市民の自宅に観測機器を設置して流星を記録・分析する「流星観察会」、来館者への展示解説を担うボランティアなど、多様な形で市民が館の活動に参画している。2025 年度には、これらワーキンググループの活動だけで年間 275 回、延べ 3,600 人余りが参加しており、川端氏も「本当にこの方たちがいないと館の業務が成り立たないこともある」と述べられたように、市民参加は付加的な事業ではなく平塚市博物館の活動を構成する重要な基盤となっている。

また、市民参加と並んで平塚市博物館の活動を特徴づけてきたのが、専門分野を横断して〈地域〉を捉えるインターディシプリナリーな視点である。その代表的な取り組みとして紹介されたのが、1979 年から約 10 年間にわたって実施された「サマーセミナー」である。これは夏休み中の小学生や中学生を対象に、様々な分野の学芸員による宿泊を伴うフィールドワークを通して地域を総合的に捉えようとするものであった。また、「相模川流域の自然と文化」を活動の重要なテーマとしてきた平塚市博物館では 1987 年から「相模川を歩く会」を実施、

趣旨説明

ひらはく 50 年ー市民と歩む地域博物館　展示風景

浜野達也館長のご挨拶

川端清倫館長代理による講演

地質分野の学芸員を中心として生物・歴史などの視点も交えながら相模川の河口から源流までを市民とともに歩いて調査した。その成果は、参加した市民も執筆や編集に加わって『相模川事典』（平塚市博物館編・1994 年）の刊行へと結実している。

こうした分野横断的な取り組みは現在にも継承されている。例えば 2011 年から続く「平塚学講座」では、6 分野の学芸員がそれぞれの専門的視点から地域を読み解く講座と現地見学を組み合わせ、市民が身近な地域の成り立ちを複眼的に理解する機会を提供している。その成果は 2019 年の夏期特別展「平塚学入門」として展示化され、さらに展示を構成した 88 件のトピックは、コロナ禍を契機として YouTube の動画コンテンツへと展開された。ここには、調査研究、展示、教育普及、出版、発信といった個々の博物館活動を分断するのではなく、地域について蓄積された知識を異なる媒体や方法を通じて循環させていく同館の特徴を見出すことができる。

さらに博物館内部のワーキンググループだけでなく、地域で活動する団体との協働も紹介された。2014 年に開催された春期特別展「水と生きる里 金目の風土とその魅力」では平塚市金目地域のエコミュージアム活動を行う金目エコミュージアムと連携し、その自然や歴史を紹介するとともに試食会や自然観察会、クイズラリーなどを地域住民自身が担った。また、2025 年春の特別展「近代ひらつかの女性たち」では、地域に埋もれた人物を掘り起こしてきた平塚人物史研究会と協働し、約 3 年をかけて地域から新たな情報や資料を収集しながら展示を構築した。このように平塚市博物館における〈地域〉は、一方的に博物館が調査し、その成果を市民に提示するというような既存の博物館像ではなく、地域の住民や団体とともに調査し、学び、地域に関する知識を共創していく場として位置づけられてきたといえる。

3．平塚市博物館のこれから

これまでに紹介された平塚市博物館の実践は、同館を事例として取り上げた伊藤寿朗の「地域博物館論」を考える上でも示唆的である。伊藤が同館を「「地域博物館」の旗手」と評価した背景には、単に特定の行政区域の歴史や自然を扱うという意味での「地域性」ではなく、地域住民自身が博物館活動に関わるなかで、地域について主体的に学び、調査し、その成果を共有していく博物館の在り方があったと考えられる[(7)]。今回紹介された 50 年間の実践を俯瞰すると、平塚市博物館では市民を展示や教育普及の「受け手」に限定せず、地域に関する知識を学芸員とともに共創する主体として位置づける考え方が現在に至るまで継承されてきたことがわかる。

その一方、開館から 50 年が経過するなかで、「地域博物館」を取り巻く社会的条件そのものは大きく変化している。講演では、その象徴的な変化として来館者構成の変遷が示された。1976 年の開館時は 11 か月間で約 97,000 人が来館し、80 年代後半頃までは子どもの来館者が大人の約 2 倍を占めていたという。しかしその後は子どもの来館者が減少し、現在では大人の半数程度となっており、少子化だけでなく子どもの生活様式そのものが変化するなかで、かつて浜口哲一氏が唱えた「放課後博物館」[(8)]という発想が成立した時代とは地域と博物館との関係も変わりつつあることが指摘された。

この点は市民参加についても同様で、例えばワーキンググループでは現在も活発な活動が続く一方、参加者の高齢化が進み、90 歳代の参加者もいるのに対し、近年は 60 歳代の参加が減少しているという。定年延長をはじめとする就労環境やライフスタイルの変化により、退職後に地域活動へ参加するという従来のモデルそのものが成立しにくくなっている可能性がある。すなわち、こ

れまで同館の「地域博物館」を支えてきた市民参加の仕組みも、社会構造の変化に応じて新たな参加の在り方を模索しなければならないフェーズに突入しているといえよう。こうした問題は、2022 年に実施されたという市民アンケートからも浮かび上がる。回答者の 74％が平塚市博物館への来館経験を有していた一方、利用目的として多く挙げられたのは常設展示・特別展示やプラネタリウムの観覧であり、ワーキンググループをはじめとする市民参加型活動への反応は必ずしも大きくなかったという。川端氏は、平塚市民の間では博物館を展示を見る、あるいは一過性のイベントに参加する場所として捉える従来型の博物館像がなお根強いのではないかと指摘されたように、市民参加を館の根幹に据えてきた平塚市博物館にとってその活動自体が地域社会に十分認識されているのかという点は、今後改めて検討すべき課題であろう。

加えて、開館 50 年を迎えた建物そのものにも課題が顕在化している。大規模改修が行われないまま施設設備の老朽化が進み、とりわけエレベーターが設置されていないためバリアフリーへの対応が十分でないことが大きな問題として挙げられた。また、当初計画されていた収蔵庫の増設が実現しなかったことから、現在では館外 3 か所にも資料を収蔵しているものの、いずれもほぼ満杯の状態にもある。さらに、予算の縮小や常設展示の長期にわたる未更新、博物館活動の周知、資料情報のデジタル化なども課題として示された。特にデジタル化については多大な時間と費用を必要とするため、一市町村の博物館のみで対応することには限界があり、国や都道府県を含めた広域的な支援の必要性が指摘されている。

今回の研究会を通じて確認できたのは、平塚市博物館は現在もなお伊藤寿朗が高く評価した地域博物館の理念を色濃く継承しているという点である。その中心にあるのは、「市民が博物館活動の主体となる」という視点であり、それは単なるボランティア活動ではなく、調査研究から展示、教育普及までを含めた博物館活動全体への参加として実践されている。その一方で、人口構造の変化や社会変動、デジタル化、アクセシビリティ、財政制約など、伊藤寿朗の時代には想定されていなかった新たな課題にも直面している。平塚市博物館は、その理念を継承しながらも新たな時代に適応しようとする過渡期にあり、今後の実践はこれからの地域博物館論を考える上でも重要な事例になると思われる。

伊藤寿朗が「地域博物館論」を提唱してちょうど 40 年が経過するが、その理念を固定的なモデルとして無批判的に継承するのではなく、社会の変化に応じて「地域」や「市民」、そして「参加」の意味そのものを問い直していくことも必要となろう。平塚市博物館 50 年の歩みを振り返る今回の研究会は、同館の歴史を確認するだけではなく、伊藤寿朗以後の「地域博物館」をいかに構想していくのかを改めて考える貴重な機会となった。

註

(1)「博物館学の展示」の委細については、山本哲也氏による「博物館の機能を展示する視点－“博物館学の展示”の提唱」(『博物館研究』Vol.48, No.8、公益財団法人日本博物館協会、2013 年、6-9 頁）を参照されたい。

(2) 長浜　功編　1986『現代社会教育の課題と展望』明石書店、233-296 頁

(3) 伊藤寿朗　1991『ひらけ、博物館』岩波ブックレット No.188、岩波書店

(4) 前掲註 3 文献、24 頁所収

(5) 同展では図録として『ひらはく 50 年－市民と歩む地域博物館』（平塚市博物館編、2026 年）を発行しているので、展覧会の詳細はそちらを参照されたい。

(6) 平塚市博物館の美術部門は、1991 年に平塚市美術館として独立した。

(7) 伊藤寿朗は地域博物館の概念について、「博物館関係者の間でも誤解されているような、サービス・エリアとしての特定範囲を意味しているのではない。それは地域に生活する人びと、一人ひとりの問題関心や生活課題に、市民とともに、博物館の機能を通して応えていこうという考え方である。いいかえれば、博物館の学芸活動自体に社会的契機を内包させ、学芸活動を社会的に開放するという新しい博物館観である」（前掲註 2 文献、263 頁）と示している。

(8) 浜口は、博物館を「遠足博物館」と「放課後博物館」という二つのタイプから捉えている。前者は「文字通り遠足で見学に出かけるような館」であり、「中央型博物館、観光地型博物館を合わせたもの」としてイメージした。これに対して後者は「疑問ができた時に問い合わせに行くとか、年に何回も足を運んで展示を見直したり、行事に参加するなど日常的なつながりをもてる館」とされ、平塚市博物館が目指してきた地域博物館像とも重なる。ただし浜口は、両者のいずれかを優れたものとして位置付けている訳ではなく、「博物館にはもともと見せ物小屋的な要素があり、身近な物の再発見という地道な内容だけでは人を引き付ける力が弱いと言わざるを得ません。魅力的な遠足博物館と、活発な放課後博物館が連携をとって、初めて学校教育や生涯教育に役立つ、充実した博物館環境が整う」として、両者が相互に補完することの重要性を指摘している（浜口哲一　2000『放課後博物館へようこそ－地域と市民を結ぶ博物館』地人書館、pp.172-175)。

（伊東俊祐　國學院大學）

障害者の生涯学習をめぐる博物館の現状と課題
―令和７年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」の結果から―

はじめに

2026 年 6 月、文部科学省総合教育政策局から令和 7 年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」の結果が公表された[(1)]。この「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」は、障害の有無に関わらず誰もが生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現に向け、学校卒業後の障害者の生涯学習に関する取組みの実態と課題を把握することを目的として 2017 年度より毎年度に実施されているものである[(2)]。

その政策的な契機の一つとなったのが、2017 年 4 月に公表された当時の文部科学大臣による「特別支援教育の生涯学習化に向けて」[(3)] と題したメッセージにあり、これを受けて文部科学省生涯学習政策局（翌年に総合教育政策局へ改編）に「障害者学習支援推進室」が設置され、障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実に向けた取組みが進められることとなった。また、同月に公示された特別支援学校小学部・中学部学習指導要領にも「生涯学習」が明記され、学校卒業後も障害者が継続して学ぶことのできる環境の整備が重要な政策課題として位置づけられるに至った。こうした流れのなかで、博物館をはじめとする社会教育施設には障害者の多様な学びを支える場としての役割が改めて求められている。

令和 7 年度の本調査研究では、博物館、青少年教育施設及び女性教育施設を対象として障害者の学習機会の確保のみならず、そのための環境の整備、情報保障、合理的配慮、職員体制、地域連携など、多面的な観点から実態の把握が行われた。近年では、2024 年に施行された改正障害者差別解消法によって民間事業者も含めた合理的配慮の提供が完全義務化されるなど、障害者を取り巻く制度的環境は大きく変化している。その一方で、こうした整備が直ちに障害者の学習機会の保障へ結び付いているわけではなく、施設や地域による取組みの格差や、障害特性や個々のニーズに応じた対応など、なお多くの課題が残されている。

筆者は令和 7 年度の本調査研究に有識者会議委員として調査の検討に関与しており、本レポートではそうした経験も踏まえながら博物館に関する調査結果を整理し、合理的配慮やアクセシビリティの観点を中心として、その現状と課題について考察する。

1．調査の概要

本調査研究は、学校卒業後の障害者が社会で自立して生きるために必要となる力を維持・開発し、人生の各ライフステージにおいて継続的に学ぶことのできる環境の充実に向け、社会教育施設における合理的配慮の実態を把握することを目的として実施された。

本調査は、大きく二つから構成される。第一は、博物館法上の登録博物館・指定施設・博物館類似施設、並びに青少年教育施設、女性教育施設を対象とした「障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関するアンケート調査」であり、障害者の参加を想定した事業の実施状況や合理的配慮の実態等について調査が行われた。第二は、これらの施設に公民館を加えて実施された「合理的配慮を行う上で必要になる費用等についての実態調査（ヒアリング調査）」であり、障害者の参加を想定した事業の好事例を収集するとともに、その実施に要する費用等について実態把握が行われた。なお、本調査では「合理的配慮」について、個別の要望に応じて提供される配慮だけではなく、不特定多数の障害者を対象としてあらかじめ行われる基礎的な環境の整備を含めた概念として取り扱っている。

このうちアンケート調査は、2025 年 10 月 1 日時点の状況を対象として、同年 11 月 21 日から 12 月 19 日にかけて実施された。対象となった 5,705 施設のうち 1,358 施設から有効回答が得られ、回答率は 23.8％であった。このうち、登録博物館・指定施設・博物館類似施設（以下「博物館」と総称する）は 4,666 施設を対象として 1,005 施設から回答があり、回答率は 21.5％であった。内訳は、登録博物館 341 施設（回答率 52.5％）、指定施設 68 施設（31.6％）、博物館類似施設 596 施設（15.7％）となっている。また、回答のあった博物館 1,005 施設を館種別にみると、歴史博物館が 603 施設（60.0％）と最も多く、美術博物館 143 施設（14.2％）、総合博物館 120 施設（11.9％）、科学博物館 58 施設（5.8％）などとなっている。したがって、以下で調査結果を検討する際には、博物館全体の傾向を示す大規模な実態調査である一方、回答率や館種の構成には差異があることにも留意する必要がある。

2．調査の結果

（1）全体の概要

まず、施設設備や案内表示等の基礎的な環境の整備についてみると、障害者用駐車場の確保や建物出入口や館内の段差の解消、エレベーターの設置、車椅子で

利用可能なトイレの整備など、主として肢体不自由者の移動や施設利用に関わる取組みがある程度進められている。その一方で、案内表示については、「ピクトグラムを活用している」が 30.0%、「大きく見やすくなっている」が 25.1%であるのに対し、「点字がついている」は 11.6%、「触知図（触知案内図）がある」は 4.8%にとどまり、「あてはまるものはない」とする博物館も 48.7%を占めている。

展示についても、「模型やレプリカなど、触って理解、体験できるコンテンツを展示する」が 22.6%、「音声を伴うコンテンツは十分な音量で展示する」が 21.0%である一方、「音声を伴うコンテンツに文字ガイドや手話映像をつける」は 0.8%、「副音声をつける」は 0.3%にとどり、「行っていることはない」は 39.5%であった。また、展示スペースでは、「肢体不自由の方が休憩できるスペースや椅子を設けている」が 31.4%、「車いすの導線を意識した展示の配置にする」が 27.9%、「車いすの高さを意識した展示にする」が 20.8%であるのに対し、カームダウンルームやクワイエットルーム等の設置は 3.6%という結果であった。このように、物理的なバリアフリーに関する取組みに比べ、視覚障害や聴覚障害を対象とした情報・コミュニケーション面での対応や、知的障害や発達障害、精神障害などを含む多様な障害特性に応じた対応は、必ずしも同程度に普及しているとはいえない。博物館におけるアクセシビリティには一定の進展が認められる一方、その内容には偏りがあることにも留意する必要がある。

個別の要望に応じた合理的配慮については、その提供を求められた経験が「ある」と回答した博物館は 26.7%であり、「要望を受けたことはない」が 53.7%であった。要望を受ける頻度も高くなく、「月に 1 回程度」以上の施設は 13.8%にとどまった。ただし、要望を受けた場合には、「ほとんどのケースで合理的配慮の提供を実現している」が 52.2%、「半分以上のケースで実現している」が 26.1%であり、合わせて 78.3%を占めた。合理的配慮の要望を受ける機会そのものは限られているものの、実際に要望があった場合には多くの博物館で一定程度の対応が行われていることがわかる。

また、令和 6 年度に施設内で障害者の参加を想定したイベント、ワークショップ、ガイドツアー、企画展、講座等を実施した博物館は 18.8%と 2 割弱にとどまり、館種別では動物園等 38.3%、科学博物館 36.2%に対し、歴史博物館は 12.8%と差がみられた。さらに、施設内外を含めて障害者の参加を想定した事業を実施した博物館は 22.3%である一方、こうした事業へのニーズを「確認・調査したことがある」とする博物館は 6.9%にとどまっている。さらに課題となるのが、これらの取組みを組織的かつ持続的に支える体制である。障害者サービスについて、「設置基準、運営基準、業務仕様書に項目がある」とする博物館は 9.2%、「要綱・要領・規則がある」は 6.3%にとどまった。体制・研修についても、「あてはまるものはない」が 73.0%を占め、障害者サービスを専門に担当する職員がいる施設は 0.4%、兼務する職員がいる施設は 6.1%、自施設で障害者差別解消法や障害者サービスに関する職員研修を実施している施設も 3.7%であった。このように、個々の取組みが必ずしも施設全体の方針や人員体制、研修制度によって支えられていない状況が読み取れる。

他方で、今後、国や自治体に求める支援としては、「他の施設における好事例の共有」「取組にかかる費用の支援」「施設職員が障害者支援の知識やノウハウを学べる研修等の実施」が多く挙げられた。とりわけ「障害者の利用しやすい施設づくり」について、博物館の 61.3%が費用面での支援、54.0%が好事例の共有、34.7%が職員研修を求めており、このことは施設側に取組みを進める意向があったとしても財源や知識・ノウハウ、人材等がその実践を制約する要因となることを示唆する。

（2）令和元年度調査との対比

今回の本調査では、令和元年度に実施された「社会教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する調査」[(4)] と共通する質問文及び選択肢が設定され、6 年間の経年比較が行われている。令和元年度調査は、国公立の図書館、博物館、青少年教育施設及び女性教育施設を対象として障害者が生涯学習活動に参加する際の合理的配慮への取組み状況を調査したものであり、今回の調査の前身に位置づけられる。

筆者は、この令和元年度調査においてもアドバイザリーボード委員として調査の検討に関与したが、当時は 2016 年 4 月に障害者差別解消法が施行されてからまだ数年しか経過しておらず、社会教育施設における合理的配慮や障害者の学習機会を保障するための体制整備も途上にあった時期である。そのため、令和元年度調査では施設設備面でのバリアフリーに一定の対応がみられる一方、障害者サービスに関する方針の明文化や職員体制、研修、障害者を対象とした事業等については十分とはいえず、全体として多くの課題を残す結果であった。

それから 6 年を経た今回の調査結果を比較すると、必ずしもすべての項目で改善がみられるわけではない。とりわけ注目されるのが、障害者への対応を組織的に支える仕組みである。「設置基準、運営基準、業務仕様書

に障害者サービスの項目がある」とする博物館は、令和元年度の 16.6％から令和 7 年度には 9.2％へ、「障害者サービスの要綱・要領・規則がある」は 15.9％から 6.3％へと低下している。また、職員研修についても、「施設新任職員の研修会で障害者サービスを扱っている」は 10.1％から 2.6％へ、「毎年、障害者サービスを扱う職員研修会がある」は 15.9％から 7.0％へと、それぞれ低下している。もちろん、両調査では調査対象や回答施設の構成等が異なるため、これらの数値の低下をそのまま個々の博物館における取組の「後退」とみなすことには慎重になる必要がある。しかし、この 6 年間には障害者差別解消法の改正により事業者による合理的配慮の提供が義務化されるなど、障害者のアクセシビリティをめぐる制度的環境が大きく変化している。そうしたなかにあっても、障害者への対応を施設の方針として明文化し、職員体制や研修によって組織的かつ持続的に支える仕組みが、今回の調査数値に明確な改善として現れていない点は重要である。

おわりに

本調査研究の結果からは施設設備の整備や個別の要望に応じた合理的配慮を中心として一定の取組が蓄積されており、実際に合理的配慮の要望を受けた施設の多くが、その提供に対応していることが確認された。その一方で物理的なバリアフリーに比べると、展示や情報へのアクセス、多様な障害特性に応じた対応、学習活動への参加については取組に偏りがみられ、施設の方針や職員体制、研修等、それらを組織的かつ持続的に支える仕組みにもなお課題が残されている。こうした結果は、博物館におけるアクセシビリティを個々の設備整備や利用者からの要望に応じた個別的な対応だけで捉えることの限界を示している。合理的配慮の提供を特定の職員の経験や判断のみに委ねるのではなく、施設全体の方針や職員研修、情報共有等を通じて組織的に支える仕組みを構築するとともに、障害当事者との対話や協働を通じて施設全体のアクセシビリティを継続的に検証し、改善していくための制度設計も必要となるだろう。

改めて本調査研究の意義として注目したいのは、文部科学省総合教育政策局の所管において「学校卒業後の障害者の生涯学習」、すなわち障害者の社会教育・生涯学習という観点から社会教育施設としての博物館が調査対象とされている点にある。2017 年の改正文化芸術基本法等を踏まえ、博物館に関する行政は翌 2018 年の改正文部科学省設置法によって文部科学省から文化庁へ移管されたことは記憶に新しいが、2022 年の改正博物館法を経てもなお、博物館が教育基本法及び社会教育法に位置づけられる社会教育施設であり、人々の生涯にわたる学習を支える役割を担っていることに変わりはない。であるならば、障害者の博物館利用を文化芸術や文化施設へのアクセスという文化権の観点から捉えるだけでなく、これまで十分に論じられることのなかった生涯にわたる学習機会の保障という教育権の観点から捉えることも重要であると考える。

博物館法→社会教育法→教育基本法の根拠条文として位置づけられる日本国憲法第 26 条が保障する「ひとしく教育を受ける権利」を、社会教育・生涯学習の領域においていかにして再構築していくのか、この問いに向き合うとき、博物館のアクセシビリティは単なる施設利用上の利便性や付加的なサービスの問題ではなく、誰もが知的資源や文化資源にアクセスし、学びに参加することのできる環境をいかに保障するかという、博物館の公開性・公共性そのものに関わる課題として捉え直す必要がある。文化施設、ひいては社会教育施設としての博物館の意義を再認識するとともに、博物館を単に「利用できる場所」から「誰もが学びに参加し、共に創ることのできる場所」へと発展させていくことが、共生社会の実現に向けた今後の重要な方向性となるだろう。

註

(1)「令和 7 年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」～社会教育施設（博物館、青少年教育施設、女性教育施設、公民館）を対象とした実態調査～報告書」（https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/wp/wp-content/uploads/2026/07/20260703-investigation_r7_01.pdf）

(2) 2017 年度からの調査研究の成果については、文部科学省ポータルサイト「共生社会のマナビ－障害者の生涯学習推進ポータルサイト」に収録の「障害者の生涯学習に関する調査について」を参照されたい（https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/investigation/）。

(3)「特別支援教育の生涯学習化に向けての松野文部科学大臣メッセージについて」（https://warp.ndl.go.jp/web/20191202072914/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/1384235.htm）

(4)「令和元年度「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」：社会教育施設において障害者が学習活動に参加する際に行う合理的配慮に関する調査 報告書 」（https://www.mext.go.jp/content/20201113-mxt_kyousei02-000009938.pdf）

（伊東俊祐　國學院大學）

運営規程等の一部改正について

2026年5月19日開催の2025年度第5回定例委員会において、下記の通り「全日本博物館学会運営規程」並びに「全日本博物館学会報酬等支出に関する細則」の一部改正がなされましたので、報告申し上げます。

全日本博物館学会運営規程

（新）	（旧）
〔略〕	〔略〕
〔削除〕	第8条　名誉会長及び顧問は、会費を免除する。
第8条　〔略〕 第9条　〔略〕 第10条　〔略〕 第11条　〔略〕 第12条　〔略〕 第13条　〔略〕 第14条　〔略〕 第15条　〔略〕 第16条　〔略〕 第17条　〔略〕 第18条　〔略〕	第9条　〔略〕 第10条　〔略〕 第11条　〔略〕 第12条　〔略〕 第13条　〔略〕 第14条　〔略〕 第15条　〔略〕 第16条　〔略〕 第17条　〔略〕 第18条　〔略〕 第19条　〔略〕
（名誉会長及び顧問） 第19条　名誉会長は、本会の会長経験者で、本会の運営に顕著な貢献をし、かつ博物館学研究に豊富な実績を持つものを推挙する。 2　顧問は、博物館学又は博物館について豊富な識見を有し、本会が助言指導を得られるものを推挙する。 3　総会への名誉会長及び顧問の候補者の提案は、委員会が行う。 4　名誉会長及び顧問は、会費を免除する。	〔新設〕
〔略〕	〔略〕
附則 この運営規程は、2026年5月19日から施行する。	

全日本博物館学会報酬等支出に関する細則　別表１（報酬・謝礼等）

新（改正後）

科目	単位	金品の別	会員	会員外	食事	備考
大会・研究会等講演講師・パネリスト謝礼	1 回	現金又は金券	―	委員会で決定	支給	会員外の対象者については、その都度行事担当で判断し、委員会で決定 他組織との共催行事の場合は主催者間で負担割合等を別途協議 食事は、会合の開催時間帯等に応じて支給しないことができる
	1 回	現金又は金券	5,000 円	―		
研究会等行事協力者謝礼	1 回	現金又は金券	―	委員会で決定		
研究会（見学）説明担当者謝礼	1 回	現金又は金券	0	5,000 ～ 10,000 円		研究会（講演等）と同時開催で講演等の講師・パネリストと同一の場合は不支給
研究会（見学）開催館謝礼	1 回	菓子折	0 ～ 5,000 円	0 ～ 5,000 円		説明・入館料減免の有無により加減
選挙管理委員報酬	1 期	現金	20,000 円	―	支給	食事は、選挙管理委員会の開催時間帯等に応じて支給しないことができる
学会賞選考委員報酬	1 期	現金	10,000 円	―	支給	食事は、選挙管理委員会の開催時間帯等に応じて支給しないことができる
博物館学雑誌査読報酬	1 本	現金又は金券	0	5,000 円		
総会・研究大会時 アルバイト賃金	1 時間	現金	―	東京都の最低賃金時間額を百円単位に切り上げた額		但し、学生会員は会員外に準ずる
軽作業アルバイト賃金	1 時間	現金	―	東京都の最低賃金時間額を百円単位に切り上げた額		但し、学生会員は会員外に準ずる

全日本博物館学会報酬等支出に関する細則　別表２（交通費）

新（改正後）

科目	単位	金額	備考
選挙管理委員交通費		不支給	交通費相当額は報酬に含む

附則　この細則は、2026 年 5 月 19 日から施行し、2026 年 4 月 1 日から適用する。

全日本博物館学会報酬等支出に関する細則　別表１（報酬・謝礼等）

旧（改正前）

科目	単位	金品の別	会員	会員外	食事	備考
大会・研究会等講演講師・パネリスト謝礼	1 回	現金	―	委員会で決定	支給	会員外の対象者については、その都度行事担当で判断し、委員会で決定 他組織との共催行事の場合は主催者間で負担割合等を別途協議 食事は、会合の開催時間帯等に応じて支給しないことができる
	1 回	図書カード	5,000 円	―		
研究会等行事協力者謝礼	1 回	現金	―	委員会で決定		
研究会（見学）説明担当者謝礼	1 回	図書カード	0	5,000 ～ 10,000 円		研究会（講演等）と同時開催で講演等の講師・パネリストと同一の場合は不支給
研究会（見学）開催館謝礼	1 回	菓子折	0 ～ 3,000 円	0 ～ 3,000 円		説明・入館料減免の有無により加減
選挙管理委員報酬	1 期	現金	10,000 円	―	支給	食事は、選挙管理委員会の開催時間帯等に応じて支給しないことができる
学会賞選考委員報酬	1 期		0	―	支給	食事は、選挙管理委員会の開催時間帯等に応じて支給しないことができる
博物館学雑誌査読報酬	1 本	図書カード	0	5,000 円		
総会・研究大会時 アルバイト賃金	1 時間	現金	―	東京都の最低賃金時間額を十円単位に切り上げた額		但し、学生会員は会員外に準ずる
軽作業アルバイト賃金	1 時間	現金	―	東京都の最低賃金時間額を十円単位に切り上げた額		但し、学生会員は会員外に準ずる

全日本博物館学会報酬等支出に関する細則　別表２（交通費）

旧（改正前）

科目	単位	金額	備考
選挙管理委員交通費	1 回	実費	選挙管理委員会開催時出席の場合に限る

委員会議事抄録

【2025年度　第5回定例委員会】

2026年5月19日：オンライン（ZOOM）
出席者：半田、内川、芦谷、粕谷、金山、菅野、島、
　　下湯、並木、持田、山本
委任欠席：栗原、佐藤、高田、髙橋
議　事（議長：半田会長）
（1）全日本博物館学会運営規程の一部を改正する件
　原案の通り承認された。
（2）全日本博物館学会報酬等支出に関する細則の一部を改正する件
　原案の通り承認、細則の施行日を2026年5月19日とし、同年4月1日から適用することを確認した。
（3）総会及び大会事項
　第52回研究大会研究発表について審議、決定した。
（4）後援依頼事項
　他団体からの後援依頼について、承認された。
（5）その他
　正会員の入退会について報告、2026年度の業務について共有があった。

【2025年度　第6回・2026年度　第1回定例委員会】

2026年7月4日：対面（國學院大學）
出席者：半田、内川、芦谷、粕谷、金山、菅野、佐藤、
　　五月女、島、下湯、高田、高橋、並木、山本
委任欠席：栗原、持田

議　事（議長：半田会長）
（1）総会及び大会事項
　第53回総会・第52回研究大会の出席者事項、総会提出議案、運営事項、進行等について確認した。
（2）その他
　正会員の入退会及び賛助会員の入会について報告があった。

会員情報

入会者（正会員28名・2026年7月時点）

青木和輝	猪田峻希	市川寛明
一ノ瀬龍星	伊藤敦規	井村　誠
大西壮馬	大林永津子	鎌苅宏司
小森真樹	佐藤　愛	佐藤亜依
周　思敏	柴田政男	嶋津尚志
髙尾戸美	髙澤廣行	田中宏子
茅根喜久	中村賢治	中村文則
橋本隆也	前山明香	松元滉之介
森下正昭	山口正貴	吉田周平
若杉友美		

入会者（賛助会員1団体・2026年7月時点）

奈良県立民俗博物館

退会者（正会員16名・2026年7月現在）

青木　豊	河島一仁	小原千夏
佐藤信治	高田みちよ	高橋　晃
谷口真生子	田村由美子	塚本順平
永山可奈子	幅　大	藤巻光浩
宗像花草	宗像晋路	毛利禎晴
劉　高力		

会員数（2026年7月現在）

一般会員	496 名
賛助会員	12 団体

『学会ニュース』No.154の一部訂正

『学会ニュース』No.154　10 頁左段最下行「「日本スポーツミュージアムネットワーク」が発足」の記事中、写真のキャプションに「公益財団法人野球殿堂博物館」とあるのは誤りで、これを削除します。

学会ニュース前号編集担当者のミスによる、印刷誤りです。執筆者の栗原祐司氏と読者の皆様に、お詫びして訂正します（なお、ウェブサイト上のデータは差し替え済です）。